一般社団法人北海道中小企業家同友会 産学官連携研究会 北海道プ[°] ラットフォームエントランス 『HoPE』 規約

(目的)

第1条 同友会の提唱している「21世紀型企業づくり」を実現し、<u>持続可能な社会を担う</u>産業・企業を作り上げるため、産学官による協力体制を構築し21世紀の社会をリードする企業ニーズを熟成させ、大学や各種研究機関のシーズを活用して、製品化・事業化の可能性を追求していくことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、「一般社団法人北海道中小企業家同友会 産学官連携研究会 北 海道プラットフォームエントランス (通称; HoPE)」と称する。

(事業)

- 第3条 本会は、次の事業を行う。
 - (1) 会員のための勉強会、事業化プロジェクト等の研究会活動
 - (2) 同友会会員企業のための情報提供と支援活動
 - (3) 地域経済への貢献のための情報提供と支援活動
 - (4) 同友会各研究会活動への情報提供と支援活動
 - (5) 前各号に附帯する事項

(会員)

第4条 一般社団法人北海道中小企業家同友会会員で本会の目的に賛同して入会した者を会員とする。

大学、行政機関、研究機関等の関係者をアドバイザーとすることができる。

(会費)

第5条 会員は、下記の会費を納入しなければならない。 会費は、年会費とし1万円とする。

(組織)

- 第6条 本会には、下記の組織を置く。
 - (1) 世話人会(役員会)

本会の運営と活動を行う。世話人は、会員の中から総会において 選出し、その任期は1年間とする。但し再選を妨げない。 代表世話人、副代表世話人は世話人の互選による。

- (2) 本会の円滑な運営のため下記の委員会を設置する。
 - ・企画委員会活動に必要な企画立案を検討審議する。
 - ・運営委員会本会の重要な事項を検討審議する。

(事務局)

第7条 本会の事務局は一般社団法人北海道中小企業家同友会内に置く。

(総会)

第8条 本会は年1回総会を開催し、総会において重要な事項を審議する。

付則

- 1 この規約の改廃は、総会の議を経て決定する。
- 2 この規約は、2012年5月9日より実施する。 (2023年5月10日第23回定時総会において一部改正)